

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時  
令和2年12月4日（金曜日）  
午前9時59分開会、午後1時56分散会  
（休憩 午前11時51分～午後1時0分、午後1時38分～午後1時47分）
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、  
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 政策企画部  
八重樫政策企画部長、岩渕副部長兼首席調査監、照井政策企画課総括課長、  
加藤政策課長、北島評価課長、
  - (2) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、戸田法務・情報公開課長、  
村上参事兼人事課総括課長、小原参事兼財政課総括課長、藤澤総合防災室長、  
奥寺税務課総括課長、平野管財課総括課長、坂本防災消防課長
  - (3) ふるさと振興部  
佐々木ふるさと振興部長、古舘科学・情報政策室長、川村企画課長、  
本多県北振興課長
  - (4) 復興局  
大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長
  - (5) 議会事務局  
八重樫次長、伊勢参事兼総務課総括課長
  - (6) 警察本部  
大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、山内参事官兼運転免許課長
- 7 一般傍聴者  
1名

## 8 会議に付した事件

### (1) 議案の審査

- ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）
  - 第1条第1項
  - 第1条第2項第1表中
    - 歳入 各款
    - 歳出 第1款 議会費
    - 第2款 総務費
  - 第2条第2表中
    - 第2款 総務費
  - 第3条第3表中
    - 1 追加中 1
- イ 議案第15号 岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ウ 議案第2号 岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例
- エ 議案第3号 いわたの森林づくり県民税条例の一部を改正する条例
- オ 議案第5号 地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例
- カ 議案第14号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- キ 議案第16号 平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ク 議案第17号 平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第24号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

### (2) 所管事務調査

（仮称）3月11日に関する条例

### (3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6

号) 第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第2条第2表繰越明許費中、第2款総務費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び議案第15号岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原参事兼財政課総括課長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、制度融資枠の拡大や季節性インフルエンザとの同時検査の公費負担等に必要な予算を初め、豚熱への対応や被災地福祉灯油補助など、速やかな予算措置が必要な事業を計上するものであります。

議案(その1)の1ページをお開き願います。まず、第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億7,136万1,000円を増額し、補正後現計を1兆988億3,572万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正それぞれの内容につきまして、順次各表により御説明申し上げます。4ページをお開き願います。第2表繰越明許費につきまして、当委員会所管に係るものは、2款総務費の1項総務管理費でありまして、電子決裁、文書管理システム及び情報化設備の調達に日数を要し、翌年度の納品となるため、当該2事業の予算について繰り越そうとするものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正につきまして、当委員会所管に係るものは、7ページの第3表債務負担行為補正、1追加のうち1指定管理者による総合防災センター管理運営業務の1件であり、県立総合防災センターの指定管理料について、令和7年度までの総額を1億500万円と設定しようとするものであります。

なお、8ページの2変更につきましては、当委員会所管のものはありません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。8款使用料及び手数料、2項手数料につきましては、豚熱予防的ワクチンの接種手数料の増により8,695万1,000円増額するものであります。

次に、4ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、感染症予防費の補正などに伴い増額するものであり、1億5,731万5,000円の増額であります。

5ページ、2項国庫補助金につきましては、3目衛生費補助金から9目教育費補助金まで、新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給などの単独事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことなどによる補正であり、12億

502万8,000円の増額であります。

次に、6ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきまして、被災地福祉灯油事業の財源の一部とするため、東日本大震災津波復興基金からの繰り入れを943万円増額するものであります。

次に、7ページ、13款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源につきまして、令和元年度決算剰余金を充当するものであり、2億5,419万3,000円の増額であります。

次に、8ページ、14款諸収入、8項雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の創設に当たり、当初想定していた金融機関のシステム改修が不要となったことから、当該事業の財源を減額すること等により、総額4,155万6,000円の減額であります。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は16億7,136万1,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。9ページをお開き願います。当委員会の所管に係るものは、いずれも新型コロナウイルス感染症対応等による年間業務量の増加に伴う超過勤務手当の増に要する経費であり、1款議会費、1項議会費、2目事務局費につきまして217万3,000円、次の10ページ、2款総務費、1項総務管理費、2目人事管理費につきまして1億2,450万2,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○坂本防災消防課長** 議案第15号の岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の22ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案名と同名の資料により御説明させていただきます。

まず、1、提案の趣旨であります。これは岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、議決を求める内容であります。指定管理者については、盛岡市中央通3丁目7番22号、公益財団法人岩手県消防協会を指定しようとするものであり、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次に、3、指定管理候補者の選定の経過であります。委員5名で構成されます岩手県立総合防災センター指定管理者選定委員会を設置の上、選定を行ったところでありまして、令和2年8月19日の第1回選定委員会において選定に係る基本方針等を審議、決定いたしまして、これに基づき8月21日から9月23日までの期間、公募を行ったところ、1者から申請書を受領したところでありまして、申請内容に関して要件を具備していることを県において確認した上で、10月21日に第2回選定委員会を開催し、プレゼンテーション審査

による採点、選考を行い、指定管理候補者を選定したところであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**工藤大輔委員** 岩手県立総合防災センターの指定管理者を指定するに当たって、内容的には消防協会が指定されるということで、それには問題ないのですが、次の平庭高原体験学習館、自然交流館の指定管理者についてもそうなのですが、指定管理者を選定するに当たっての選定委員の関係で、中身を非常にわかった方が入っているという点では理解できるものの、非常に近い関係者というようにも見られます。指定管理の選定委員を選任するに当たって、公平性を保ちながらということも含めて、どういった点に配慮しながら選定したのかお伺いします。

○**坂本防災消防課長** お手元の資料に総合防災センターの指定管理者選定委員5名を記載しておりますが、委員長としております岩手大学の地域防災研究センター長につきましては、防災関係全般にわたり見識が高い方ということでお願いしております。また、副委員長としております岩手県消防長会会長につきましても、県内消防防災に係るトップの方ということでお願いしております。また、委員の岩手県小学校長会の常任理事であります中村委員につきましては、子供たちへの防災教育の普及という観点から、これまでも小学校長会様に委嘱をお願いしてきているところであります。あとは、設置者としての総合防災室長と、同一敷地内で防災関連全般の普及啓発に携わっている岩手県消防学校の校長を選定しているところであります。

○**郷右近浩委員** 私も、総合防災センターの指定管理者についてお伺いしたいと思います。今回の指定管理者の指定については了解であります。ただ選定の仕方については、後に出てくる平庭高原体験学習館、自然交流館の指定管理者についてもそうなのですが、1団体からしか申請されていない中で、そこを選定するに当たって、何百点分の幾らという得点をつけて、申請者が適しているかどうかを見ることが大切であると思うのです。減点方式ではなく、積み上げ方式の点数だとは思いますが、では例えば、200点中170点であったり、400点中300点だった場合、県からの期待感——もっとこんな感じにやってほしい、もっと幅広くやってほしいというような、点数が足りなかった部分については、指定管理者を決定した際、あるいはどこかの段階で、意見や注文として出しているのでしょうか。

○**坂本防災消防課長** まず、指定管理者の選定基準につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に定める項目をベースといたしまして、審査項目9項目と審査内容24項目を定めて審査いただいているところです。

選定の点数につきましては、各選定委員の方々にプレゼンテーションの内容等について評価いただいている点でありまして、減点か積み上げかということにつきましては、評価の積み上げ点であると認識しております。

○**郷右近浩委員** 積み上げ点とのことではありますが、満点が200点だったり400点だったり、それぞれ設定があると思うのですが、例えば委員の方々からの、もうちょっとこうい

うところを頑張っていたきたいというような話や意見を、今回指定管理者に決まった団体に対して伝えたりしているのでしょうか。

○**坂本防災消防課長** 当日のプレゼンテーションの質疑等の中で、例えば、現在コロナ禍にあり来館者が減少していますが、普及啓発に当たり、オンラインでの情報発信など新たな展開も必要ではないかという御意見がありました。また、ほかの同様の施設との連携についても、もう少し模索していけるのではないかといった御意見も頂戴しております。設備面等の整備は県で行う必要性がありますので、今すぐにとということにはなりません、委員からそういった御意見も頂戴したところです。

○**岩渕誠委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**村上参事兼人事課総括課長** 議案第2号の岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案（その2）の1ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨であります、東日本大震災津波からの復興を引き続き県の最重要課題と位置づけ、復興の着実な推進に取り組むとともに、東日本大震災津波等からの教訓、知見を危機管理に生かし、さまざまな危機管理事案による影響の最小化と早期回復が図られるよう、組織体制を整備しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります、第1条において、総務部及び復興局を再編し、復興防災部を設置するとともに、第2条において、復興防災部の分掌事務を規定するものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります、附則の第1項の施行期日については、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。また、附則第2項から附則第4項までは、今回の部局再編に伴い、関係条例の所要の改正を行おうとするものであります。また、構成する室課については、現時点での案を1に記載しておりますが、条例を可決い

ただきました後、検討いたしまして、規則において定める予定としているものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木順一委員 それでは、何点かお尋ねします。

きのうの本会議の答弁で、災害救助法と被災者生活再建支援法も所管するという御答弁がありました。今は保健福祉部地域福祉課でこの二つを担当しているのですが、全部新設する部が担当するという事でよろしいのかどうか、お伺いいたします。

○村上参事兼人事課総括課長 災害救助法、それから被災者生活再建支援法、いずれも現在保健福祉部が所管しておりますが、復興防災部が所管する予定で検討しているところがあります。

○佐々木順一委員 災害救助法に、たしか 10 項目ぐらい、仮設住宅から埋葬まで箇条書きで列記されておりますが、仮設も担当するという事でいいのですか。簡単に言うと、仮設住宅以外は保健福祉部でいいのです。仮設住宅だけは、県土整備部が担当するのが妥当ではないかと思うのですが、どのような整理になっているのでしょうか。

○村上参事兼人事課総括課長 詳細の検討はこれからになりますが、災害救助法、避難所、それから人的及び住家被害報告等につきましては、復興防災部が所管する方向で検討しております。被災者生活再建支援法、あるいは被災者住宅再建支援事業等につきましても、復興防災部が所管する方向で検討させていただいております。

○佐々木順一委員 きんの答弁では 80 人体制ということでありました。これは専任ですか、それとも兼務も入っているのですか。あわせて、振興局体制はどうなるのでしょうか。

○村上参事兼人事課総括課長 昨日本会議において、総務部長から 80 人規模という御答弁をさせていただきました。基本的には専任で 80 人と考えております。

振興局の体制につきましては、今沿岸の各振興局に復興推進課という課を置いております。そちらにつきましては、引き続き存置する方向で検討するものと思っております。国の復興庁が釜石市に移転する話もありますので、沿岸広域振興局の組織体制についてはきちんと対応できるような体制を検討する必要があると考えております。

○佐々木順一委員 それでは、所管する災害の関係ですが、災害対策基本法は当然担当すると思います。それから、基本法で定められている自然災害、気象災害も含めて、全部担当すると思いますが、例えばサイバー攻撃やテロ事件、これは本来警察だと思っておりますが、これに伴って発生する被害があります。そういうものはどうなるのか。それから新型コロナウイルス感染症のような感染症はどうなるのか。それからもう一つ、家畜伝染病、これは当然人間ではないから農林水産部だと思っておりますが、それでいいのかどうか。一連の災害の中で、どこまで新たな部が担当するのか伺います。

○村上参事兼人事課総括課長 武力攻撃等、危機事案につきましては、基本的に復興防災部が対応する方向で考えております。

新型コロナウイルス感染症、あるいは家畜伝染病、例えば鳥インフルエンザ等の危機事案につきましては、対策本部を設置して、全庁で対応することにしております。それは、問題が単独部だけではなくて、各部にまたがるということもあって、本部を設置してやるのですが、そういった事案につきましては、本部の運営を初めとした統括機能は復興防災部で担当させていただき、例えば新型コロナウイルス感染症という感染防止対策のような具体の施策については、引き続き担当部局が所管するといったようなすみ分け、役割分担を考えているところであります。

○岩崎友一委員 沿岸広域振興局の関係です。4月から国の出先機関である岩手復興局が釜石市に移転することについて、提出予定議案等説明会のときに、副部長に考え方をお聞きしました。基本的には部の再編に反対するものではありませんが、この条例が通った後に室課は規則で定めるのでありますが、考えようによっては、国が4月に釜石市に移転するというのは大きなことでありまして、沿岸広域振興局の体制とセットだと思うのです。沿岸広域振興局の体制が全然決まっていないのに、まずこれを通してくださいというのは違和感があります。この前は前向きな答弁をもらったと思っていますが、私が提案したのは沿岸広域振興局長に、例えば今の復興局長レベルの権限を持たせるとか、財源の問題も含めて沿岸広域振興局で完結できるような体制をつくるべきだと思っていますのですが、現段階でどの辺まで話が詰まっているのでしょうか。基本的に反対はしたくないのですが、簡単に賛成と言える話でもないと思っていましたので、詳細な説明をお願いします。

○村上参事兼人事課総括課長 復興庁の釜石市への移転に伴う県の組織対応についてありますが、先ほど若干御答弁申し上げましたが、岩手復興局とのカウンターパートという意味で、当然現地で、今の沿岸広域振興局が窓口になって対応していくというのは、そのとおりでと思っています。一々釜石市から県庁に来ないと話が通じないということは当然避ける必要があると思っていますので、例えば、岩崎委員から御提案のありました、現地で窓口対応し、現地でしっかり対応できるような体制についても検討しておりますし、沿岸広域振興局自体も内部組織について少し見直しを検討する必要があるのではないかと今思っているところであります。

○岩崎友一委員 もうちょっと具体的なところまで詰まっていないですか。それが限界ですか。もしもっと詰まっているのであれば、納得できるような説明を頂戴したいと思いますのですが、いかがですか。

○村上参事兼人事課総括課長 まだ検討段階の案ではありますが、例えば復興防災部の副部長が現地に駐在をして、きちんとそのクラスの人が岩手復興局とカウンターパートになれる体制をつくる。あるいは広域振興局の内部組織についても、今沿岸の各局に復興推進課を置いているのですが、その復興推進課も釜石市の沿岸広域振興局は少し格上げをした組織にするとか、そういったような形で機能強化ができないか、今検討しているところであります。

○岩崎友一委員 わかりました。ぜひしっかりとお願いします。今回の一般質問でも、知



事から震災復興が本県の最優先課題だという話がありましたし、県としても4月の体制をどう整えるかというのは、復興に対する姿勢そのものが含まれていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○飯澤匡委員 大きく2点ほど聞きます。

今回の再編は、機動性、それから危機管理について独立的に権限を持たせるという趣旨であることは理解をしました。

まず最初にお伺ひするのは、減災あるいは危機管理を広義に考えると、危険箇所の調査や認定もかかわってきます。現状、県土整備部等が振興局を通じてやっていることも多いので、その辺はどのように整理されるのか。これをまずお伺ひします。

○村上参事兼人事課総括課長 事前防災という観点から、県はさまざまな事業を行っておりますが、それらを統括する計画として、国土強靱化地域計画を策定しております。この計画につきましては、現在政策企画部が所管しておりますが、そちらについても復興防災部に移管をさせていただき、防災という視点のもとで政策を管理したいと考えております。飯澤委員がおっしゃったように、実際の安全点検を各部局がやるのはそのとおりであります。復興防災部が牽引役となり、計画に基づききちんと実施できるような体制にしたいと思ひているところであります。

○飯澤匡委員 そこは大事なところですが、企画だけではなくて、統率、統括もするという考え方でいいのですか。

○村上参事兼人事課総括課長 国土強靱化地域計画につきましては、県の事前防災の計画ということになりますので、復興防災部がきちんと牽引をして、各部局がしっかり取り組める体制にしていくということになります。

○飯澤匡委員 次の質問に入りますが、従前は総務部の中にあつたので、予算措置も非常に機動的にやられていたところがあります。最初の質問に関連しますが、そうすると予算関係などは一々総務部に相談をしなければならないことが多数出てくるのではないかと。例えば現場に復興防災部が出ていって、これの予算づけというのはどうなのですかねと、いや、私たちは企画、統括をするだけで手足については知りませんというような返答があったら、これはやっている意味がないですね。先ほどの減災にかかわる部分もそうです。肝心の機動性という点からも、部長、どのような考え方ですか。

○白水総務部長 飯澤委員御指摘のとおり、まさに防災対策、それから今回提案させていただいた危機管理事案ということで、概念がより広くなってくるのでありますが、機動性は非常に重要だと思ひております。現在は総務部の中に防災のセクションがありますので、結果として、防災に係る財政や人事も、同人格の私が1人で担っております。ただルール上、例えば予算であれば、予算要求をする側の立場と、財政の査定をする側の立場を使い分けております。同じ部内だからすぐに要求した予算額をそのままつけるということにはなっておりません。新しい部に防災部門を移管いたしますが、今までどおり機動性についてはしっかり確保しながら、予算や人事については、ある程度要求をして査定をするとい

うプロセスをほかの事務と同様にやらなければいけないルールがありますので、そこはうまくバランスをとりながら進めていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 要するに、現場力、緊急対応力を求められたら現地の要求に応えるという部分について、今部長がおっしゃったように並列であるがゆえに、大きな組織ですから、例えばそりが合わない人だったらどうするかということです。ちょっとずれましたが、関係性が並列であるがゆえに起こり得る事象ですので、そのルールをしっかりと決めておかないといけないと思うのです。現場の方々が困ることになるのですから。組織改定については執行権の範囲内なので、私はどんどんやっていいと思うのです。今の政策企画部とふるさと振興部に分けたときも、分ける前と後に討論で言いましたが、どの程度効果があったのか。しっかり反省をした上でやってもらわないといかんと思うので、あえて課題と思われることを申し上げました。

もう一つ、復興局にかかわる部分で、再編後も産業再生は入っていますが、これはどうなのですか。もう既に復興という立ち上がりの部分から新たなステージに入ったのではないかなと思うのです。実際問題、これから復興局サイドで産業再生は何をするのか。グループ補助金については、当時は手がかりの部分もあったかもしれないし、今までも途中経過観察や、いろいろなサポート体制などあったのですが、それをただ単に延長するものであるのか。私としては思い切って一定の区切りを与えて、産業振興という大きなくくりの中でやったほうがもっとダイナミックにできると思うのです。一体これは継続して何をやるのか、それを明らかにしてください。

○大槻復興局長 震災後、復興に向けて立ち上がったときの課題を今も引きずっているかという、そのような話ではなくて、その後の台風であったり、今回の新型コロナウイルス感染症、あるいは不漁等によってなかなかうまく立ち上がりから軌道に乗せられないということをいろいろな方がおっしゃっています。純粋な意味での震災復興の前と後という話ではないのですが、震災から立ち上がる時に借金もされて、それを返しているさなかに、また新たな課題が起こっているのが今の現状です。

今の例えば、商工労働観光部が中心になってやっている産業振興政策も、もちろん同時並行でやっていかなければならないのですが、スタートラインがかなり違っていますので、そこに手を入れていくという仕事はまだあると思っております。例えば水産加工の関係につきましても、今回の新型コロナウイルス感染症の経済対策として、商工労働観光部でも販路の開拓等やっているのですが、水産加工業そのものにも課題がありますので、その財源等については、ある程度復興庁と協議をしながらやるという個別具体的なものもあります。9月臨時会で御承認いただいた4号補正の中にサプライチェーンの再構築事業がありましたが、水産加工に携わる方々が新しくネット通販を始めるための勉強会、あるいは学習の機会を設ける取り組みは、いましばらく必要ではないかと考えています。

また、産業再生を行っていくことがまちづくりにもダイレクトにつながっていくこととなりますので、いましばらく復興のポジションに産業再生を位置づける必要があると考え

ております。

○**飯澤匡委員** お金でのかかわりを中心にやるというのなら、それはそれでいいのですが、それだけでは、今局長がおっしゃったような岩手県の真の再生にはならないです。お金の関係をうまく組み合わせてやるということが今一番求められると思うので、そこは復興防災部に限らず、冒頭で申しあげましたように、商工関係のいろいろなチャンネルと組み合わせて行うにはどうしたらいいのか、連携についてもしっかり考えていただきたい。そうでなければ、本当の意味での復興につながらないと思います。

産業再生のことについては理解しました。今後経過観察をしていきたいと思います。

○**工藤大輔委員** きこのの本会議で、復興防災部は 80 人規模とのことでありましたが、現在何人規模のところを 80 人規模にしようとしているのか、状況をお知らせください。

○**村上参事兼人事課総括課長** 現在復興局には約 45 名おります。また今回移管される総合防災室には約 22 名おります。そのほかに、今回の事務移管で 7 名程度見込んでおります。これらを足しますと 70 名ちょっとの規模になるのですが、さまざま組織を強化する部分等もありますので、80 名程度を見込んでいくところです。

○**工藤大輔委員** 74 名から 80 人規模になるということで、かなり強化することになると思います。先ほど質疑が交わされた沿岸広域振興局の体制や格上げ等も影響すると思いますが、そのほか特に拡充する部署、あるいは強化する機能について、どのように考えているのか伺います。

また、沿岸広域振興局に副部長級を 1 人置くことになると、復興防災部には副部長級が何人ぐらいになるのでしょうか。

あわせて、組織の強化という視点から専門家の配置も必要だと思いましたが、考えられているのかどうかお伺いします。

○**村上参事兼人事課総括課長** まず、復興防災部新設に伴って強化される機能ではありますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、危機事案を統括する役割を想定しておりますので、今まで各部局それぞれで所管していたものを一括して統括する機能については強化していく必要があると思っております

次に副部長級の体制についてであります。現在まだ検討中であり、案の段階ではありますが、例えば復興を担当する副部長、防災分野を担当する副部長、そして先ほどお話しした現地で岩手復興局に対応するカウンターパートとなる副部長、そういったものが想定されると思っております。

次に専門家の配置についてであります。専門家の参画の仕方にはさまざまあると思います。組織の正式な構成員として参画していただく、あるいは諮問機関、審議会のような形で参画していただく。当然新しい部は危機管理体制を強化していくこととなりますので、専門家の知見は必要になると思いますが、どのような形で組織の中に生かしていくかというのは、今後検討させていただきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 了解しました。

危機管理には災害関係、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）の関係、あるいはウイルス感染症対応等があると思います。現在、新型コロナウイルス感染症の対応もあり、例えば新型コロナウイルス感染症対策監がいるので 80 人規模ということになっているのかどうか。新型コロナウイルス感染症が終息、あるいは復興の状況も見ながら少しずつ縮小していく予定なのかどうか。今までは一つの部局を設置すると 10 年ぐらいは継続していますが、今後の見通しはどのようになっているのかお伺いします。

○村上参事兼人事課総括課長 先ほど来お話し申し上げておりますが、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、本部会議の運営、あるいは基本的対処方針の策定等、全庁を統括する業務を、今保健福祉部の保健福祉企画室でやっております。この全庁を統括する業務を復興防災部に移管するということであります。今日の前にある事案はそのような形でありますので、当然それに対応する要員は措置することで考えております。体制については、今後さまざまな危機事案が発生した場合に、柔軟に考えていく必要があるだろうと思っております。

また、今後の復興状況によって縮小するのではないかということにつきましては、当然復興事業の減少に伴って、特に実際に事業をやっている現地機関の体制については、ある程度の縮小はあると思っております。もしかしたら、復興防災部内でも少し見直しがあるのではないかと思います。例えば先ほども申し上げましたとおり、伝承発信に関する事など、引き続き長いスパンで取り組まなければならない課題もありますので、現時点での見通しはなかなか難しいです。

○工藤大輔委員 了解しました。いずれ現状でも、東日本大震災津波を含めて、災害関係では総合防災室が中心となってしっかりやっていると聞いています。そういった中で、新たに復興防災部を専門の部として設置することは、まさに専門性、機動性を高め、また有事の際のこれまでの総務部長の仕事を分けて対応することになりますので、非常に大事な視点だと思います。

ただ一方で、平時は何事もなく過ごされる時間もあると思っておりますので、仕事のバランス等も見ながらよりよい配置をし、しっかりと運用されるよう期待したいと思います。

○佐々木順一委員 原子力災害はどうなりますか。それが一つ。

それから、復興局長に聞きます。この議案にダイレクトに関係しないのですが、災害救助法に仮設住宅の規定があります。法改正で仮設住宅という表現になりましたが、前は収容施設でした。この発想自体いかがかなと私は思っているのですが。仮設住宅は本来 2 年をめどに終えることにしているはずですが、岩手県の復興計画では 8 年、国は 10 年に延長しています。8 年も 10 年も仮設住宅で生活しなければならない現状を見れば、この制度はどこかで抜本的に変えなければならないと思うのです。仮設住宅には社会的機能がないのです。例えば商売はできないなど、いろいろあります。復興に取り組んで 10 年になりますが、この件について復興局長はどういうお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○村上参事兼人事課総括課長 原子力災害の所管についてであります。現在、放射線影響対策ということで環境生活部が所管しておりますが、こちらにつきましても、復興防災部の設置に伴いまして移管する予定であります。

○大槻復興局長 仮設住宅についてのお話であります。何とか第1期復興・創生期間で、仮設住宅にお住まいの方々全員に公設的な住宅にお住まいいただけるめどが立ったところではありますが、確かに10年という長さがあります。もちろん、その前に避難所にいらっしやって、そこから仮設住宅に移りましたので、丸々10年ではないのですが、本来2年である仮設住宅を、建築基準法の特例のような扱いで、基礎等を補強してここまでもたせてきましたので、健康上もあまりよろしくないだろうと思ひまして、早く公設的な住宅に移っていただけるように取り組んでまいりました。一方で避難所から、取りあえずプライバシーが確保される仮設住宅へ早く移っていただくことも大事であります。今回の組織再編により、保健福祉部で所管している部分と一緒に見れるようになりますので、避難所から仮設住宅へのスムーズな移行が可能になるのではないかと考えております。

また、仮設住宅から公設の住宅といいますか、自立につなげることは、まさに復興の業務であり、まちづくりに非常に関連する話です。市町村の都市計画業務が絡みますので、非常に調整が難しく、時間もかかることがあります。今後こういった部分についても、防災と復興の担当部局として、できるだけ早く都市計画が進むように市町村と協力していくことが必要であると考えています。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○奥寺税務課総括課長 議案第3号いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の4ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております、いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案の概要

により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。いわての森林づくり県民税を課することとする特例期間を5年間延長するとともに、地方税法の一部改正に伴い所要の改正をするものであります。

いわての森林づくり県民税は、水源の涵養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、税率といたしましては、平成18年度から、個人にあつては年額1,000円、法人にあつては資本金の金額に応じて年額2,000円から8万円の県民税均等割の超過課税を実施してきたところであります。

この税収は、森林環境の保全に関する施策を推進するための貴重な財源として有効に活用してきたところであります。令和3年度以降も依然として緊急に整備が必要な森林が存在すると見込まれているところであり、これらの森林の整備の継続及びさらなる県民の森林づくりの参画を促すため、本県民税の目的を継承し、特例措置に係る期間を現行から5年間延長しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。2の(3)につきましては、令和4年4月1日から施行するほか、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木宣和委員 一般質問でもさまざまな議員から質問があったところですが、これは県民税事業ですので、総務委員会としてもお伺いします。これまでも事業をやってきてストックがかなりたまっています。農林水産部と事業がどれだけちゃんとできるのか協議していると思いますが、ストックを抱えていることについて、どのように話して調整しているのか伺います。

○奥寺税務課総括課長 基金の残高の関係であります。現在、基金の残高は23億円ほどであります。こちらにつきましては、当初平成18年度から令和元年度まで強度間伐を計画していた面積2万1,500ヘクタールに対して、実施しておりますのは1万6,666ヘクタールということになります。進捗のおくれにつきましては、復興工事に伴う支障木の伐採と近年の国産材の需要増加に伴っての主伐の増加、これらによって、事業を実際に行います森林組合等において作業の実施が困難ということが原因とされております。そのほかにも、対象事業地の奥地化が、目標の達成率を低下させているところであります。この23億円につきましては、今後緊急に行う3,000ヘクタールほどの強度間伐と、奥地化も伴いますので作業林道の整備、それらの費用に充てると伺っております。

今後の税収分については、伐採を行った後に再植林されず、放置されているところの植林、あるいは災害を受けた森林等の復旧等、新規の事業、あるいは事業を拡充する部分に充てていくと伺っております。

○佐々木宣和委員 何よりも事業をちゃんとやれるかどうかが一番心配です。

5年の限時法ということで、5年ごとに事業を精査して、新しい事業を次にやるかどうか検討すると。法定外目的税としてやっていると思いますが、今回の事業用途の拡大は、前回の5年間、また今までの基金に比べて非常に大きいです。県民税のコアな事業として環境の森整備事業、つまり、やらなければいけない部分の整備が必要だから、県民の皆様にも負担いただけるので、まずこれをやらなければいけないと思っているのですが、今回用途の拡大をかなりされています。税収と事業量とをどう図ってやるのか。今のお話ですと、環境の森整備事業分のストックをこれから使っていくと、新しい税収分は新しい事業として、再造林や作業道にも使っていくとのことですが、事業量の見積もりと税収というところをどう考えているのか伺います。

○奥寺税務課総括課長 事業量と税収についてであります。確かに出と入りのバランスは非常に大事だと思います。事業評価委員あるいは議会からも、再造林という御意見、御提言を頂戴しております。それを踏まえて、次のサイクルで行います事業量などを検討していただいたと認識しております。

ただ、またさらにその後も事業が続くかどうかにつきましては、例えば整備や強度間伐が必要な森林について、新たに発生する部分もありますが、これまで取り組んできていた分だけ縮小も見込まれると思います。その後の事業量については、また次の期の中で、評価委員会などを通じて御評価いただいた上で検討されるべきものと考えております。

○佐々木宣和委員 もう一つは、国の譲与税事業との関係で、たびたび話題になるところであります。譲与税事業で使う部分は、既存でやっている事業に補填することは、なかなか許されないという話もある中で、変な話ですが、これだけ拡張していくと整理が難しくなっていくのかなと思っています。繰り返し言いますが、お金があるが、事業ができないということがあっては本当に困りますし、県民税というところで期待をいただいて、事業をやらなければいけないところでやれないというのは本末転倒だと思っています。譲与税事業と県民税事業、令和6年が一つの区切りで、それに向けて県民税事業も考えなければいけないと思っているのですが、譲与税事業との関係を伺います。

○奥寺税務課総括課長 まず、森林環境譲与税と森林づくり県民税とのすみ分けではありますが、いずれもハード事業が基本的にはメイン事業として掲げられております。譲与税につきましては、市町村に管理委託をした場合についてのみ、その整備が認められておりますので、こちらは市町村事業として実施されるのですが、そもそも管理委託をする森林所有者がどの程度いるかというのが、まだつかみ切れていないところがあります。また、農林水産部から伺いますと、市町村にそれらの事業を実施できる技術者が不足しているという実態もあるようです。

県といたしましても、譲与税事業としては、市町村に配分される譲与税に比べれば、都道府県のほうが規模は小さくなるのですが、市町村事業を支援するような形での人材育成ですとか、木材の利用促進などの事業に充てられるということで、そういう意味では、森

林づくり県民税とのすみ分けは明確にされるだろうと考えております。

○佐々木宣和委員 すみ分けはわかります。結局山に上がって稼ぐ方は、県と市町村どちらの事業でも関係ないところでもありますし、なかなか事業者の確保というのは難しいところですし、譲与税事業がちょっとずれてスタートしているところもあるので、相互の進捗の相関関係をしっかり見ていかなければいけないと思っております。予算がついたことは本当にありがたいことですので、しっかりと使っていただけるように、特に環境の森整備事業はマストで、外してはならない事業でありますので、これは農林水産部にもしっかりと行っていただき、事業を進めていただきたいと思います。

○飯澤匡委員 私も、農林水産部の審査で、県民税の使い道については幾度となく質問しているのですが、この趣旨の法定外目的税を使うに当たっては、やはりよほどの計画の緻密さをもってやっていかなければならないと思っております。というのは、なかなか計画どおりにいかないのは、奥地化しているだとか、作業員が足りないとか、そんなのは言いわけです。最初から計画を立ててやったら、奥地化のところは何人必要だ、森林組合にも、この部分については計画的にやってくださいと言うこともあらかじめできるのですから。これだけの残があることに、両部局ともよほどの責任を持っていただきたいと思います。

今回で3、4回目になるのですから、ただ単に延長するのではなくて、事業の効果について、もう一回、精査を求めたいと思っております。施業計画と森林組合との連携はしっかりと計画を立ててやっていただくと。先ほど質問がありましたように、人員の確保は大変な問題です。きのうの答弁を聞くと、林業アカデミー、あるいは作業員に対する補助施策をいろいろやっていると言いますが、悪いが、何分の1にもならないです。はっきり申し上げて、やっているというのにすぎないです。それらも含めて、系統立った仕組みを次の2月定例会にはしっかり明示していただきたい。これは条件つきで賛成したいと思っております、税を預かる責任者として、どのような姿勢で当たるのか教えていただきたいと思います。

○白水総務部長 森林づくり県民税について御指摘ありがとうございます。私も過去の状況をいろいろ分析をしておりましたが、東日本大震災津波が大きな契機となって、事業がなかなか進まなかったというところはあるので、まずは要因をしっかりと分析し、それから従事者、これは全国的な課題でもありますが、人材の育成と確保が非常に大きな課題になってきておりますので、それらを踏まえつつ、今後5年間、施業計画、あるいは森林組合との連携も含めてしっかりやっていく必要があると考えております。来年度以降、予算を計上し、御審議いただきますので、取り組み状況を含めてしっかり説明できるようにと考えております。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平野管財課総括課長 議案第5号地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨及び2、条例案の内容についてであります。本県の延滞金条例の延滞金の割合の特例につきましても、租税特別措置法の延滞金の特例割合とすることとされておりますが、今般、租税特別措置法の一部改正によりまして、特例基準割合から延滞金特例基準割合に用語が改められたことに伴い、本条例の用語も改めようとするものであります。

次に、3の施行期日等についてであります。今般の租税特別措置法の一部改正の施行が令和3年1月1日であることから、本条例におきましても同様に令和3年1月1日施行とするものであり、施行前の期間につきましても、改正前の延滞金の率を適用するよう経過措置を講じるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大塚警務部長 議案第 14 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その 2）の 21 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

提案の趣旨であります。平成 31 年 2 月 25 日から令和 2 年 9 月 1 日までの間に、盛岡運転免許センター等において実施した技能試験免除者第一種普通免許試験及び指定自動車教習所修了者仮免許試験の英語版学科試験問題に誤りがあり、本来合格点を得ていた 7 名を不合格としたことにより、当該 7 名が改めて学科試験を受けるための経費の負担を生じさせたもので、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額につきましては、当該受験に要した免許試験の学科手数料及び諸経費等 24 万 952 円とし、和解の内容を当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 何でこのような事が起こったのか全くわからないので、原因と対策について説明をお願いしたいと思います。

○山内参事官兼運転免許課長 まず、原因であります。平成 30 年度に英語試験の問題を改訂する際、日本語と英語を、外部に委託して日本語を翻訳してもらいまして、それを従前のもとの一部入れかえ作業を行ったのであります。その際に日本語は入れかえを行ったのですが、英語については校正の過程で入れかえを失念してしまい、従前のもので残った状態になってしまいました。しかも正誤表といいますが、マルとバツ、それが日本語のものど英語のものどが逆であったものですから、英語の部分できちんと正解をしても得点されなかったところ。点検の結果、そうしたものが複数発見されたということになります。

対策であります。今回の事案の発生を受けまして、今後の次回改訂作業の際には、2 カ年にわたって計画的にやりながら、順次点検を進めていきたいと思っております。

いずれ受験者の方々、それから県民の方に御迷惑をおかけしたということで、申しわけなく思っております。

○岩崎友一委員 わかりました。確認ですが、本来合格点を得ていた 7 名が不合格になったと。そういった場合は、もう一度受け直すというのがルールか何かで決まっています、今回はその費用について支払ったということよろしいのですか。

○山内参事官兼運転免許課長 最初に、仮免許の問題にミスがあったことを発見しまして、全ての英語問題についてチェックしたところ、やはり誤りが発見された。そして、7 名

の方々には既に免許を取得しておりました。出題ミスがなければ本来合格していたのですが、1問差で不合格という判定となり、また次を受けたということでありました。個人差はありますが、その回数に応じた受験料、休業補償、交通費等を折衝して、算出したものであります。

○飯澤匡委員 簡単な確認ミスですよ。私たちの社会生活において、警察というのは非常に権威があります。そういう意味では、はっきり言って非常に期待を裏切る結果になったのではないかと思います。

誤りが発覚したのはどの時点で、誰からか指摘を受けたのか。また、こういう試験の類いは、各県ごとに問題が違うのか。全国で同じ問題を使ったのか、あるいは岩手県だけこのような事案が発生したのか。それを教えてください。

○山内参事官兼運転免許課長 発覚いたしましたのは、本年の9月1日であります。これは、県内の指定自動車教習所の方から、仮免許のここがおかしいのではないかとということで指摘を受けまして、確認したところ誤りを発見しました。そして、仮免許だけではなく、第一種免許を含めて英語の問題を全てチェックしたところ、誤りを発見いたしました。仮免許については、1名の方が本来合格していたのが不合格とされた事例がありました。その方は、次には合格しております。いずれ誤った試験問題を受験した方を全て調べましたところ、仮免許のほかに6名の方が本来合格点に達していたのに不合格とされた事例があったということでありまして。

試験問題は全国統一かということではありますが、各県がその責任において作成しておりますので、他県には影響は及びません。各県ごとに違います。

○飯澤匡委員 ちゃんとやってください。それだけです。お願いします。

○郷右近浩委員 それぞれの方に対しての賠償の額をお示しいただいていますが、金額にばらつきがあると。先ほど状況によって、お話しして決めたとのことでありましたが、他県の方が安い金額であったり、受け直す手間料としての部分だけのようであったり……。休業補償等、いろいろな部分も考慮したということですが、御迷惑をおかけした割には、何となく低く抑えられているような感じもあるのですが、もう一度この金額の算定について、これでしっかり御了承をいただいているのかということも含めて、御説明いただければと思います。

○山内参事官兼運転免許課長 賠償額に関しましては、再受験に応じた学科の手数料、それから不要な受験に要する諸経費、交通費、休業補償等を、自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準というのを準用して算出いたしました。その方々によって職業や事情も違いますし、試験会場までの距離も居住地によって違います。算出した賠償額につきましては、全員の方に提示して、御理解をいただいて合意しております。

○郷右近浩委員 合意しているのであれば、その部分はわかりました。算出基準があつて、どのぐらいという話であるとは思いますが、多大なる迷惑をおかけしたのに、額的に何となく、少ないと言ったら変なのですが、もうちょっと違う考え方もあるのかなと思

ったので、聞いたところであります。

先ほども話しましたが、住所地が他県の方ですが、交通費にもならないぐらいの金額であるような気もするのですが、どのような基準というか、考え方になるのでしょうか。

○山内参事官兼運転免許課長 この方は、受験当時は仕事の関係で長期県内におりまして、近くの自動車教習所に通って仮免許を受験したということでもあります。次には合格しておりますし、教習所へも、教習所の送迎車を利用されていたとのことで、交通費等もかかっておりませんでしたので、このような金額になったものであります。

○郷右近浩委員 わかりました。今後このようなことが起こらないようにしっかり——これは飯澤委員と同じ意見になります。

あと1点だけ確認させてください。今回問題を改訂する際にこのようなことが起きたということではありますが、以前の問題改訂時には同様の事案はなかったという認識でよろしいでしょうか。

○山内参事官兼運転免許課長 今回の事案を受けまして、現在使っている全ての英語問題、それから学科試験については点検済みでありまして、誤りはございません。それ以前のものについても、データが残っている分について確認しましたが、誤りはありませんでした。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第17号平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○本多県北振興課長 議案第16号平庭高原体験学習館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第17号平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

議案(その2)の23ページと24ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております平庭高原体験学習館及び平庭高原自然交流館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてにより御説明申し上げますので、

そちらの資料を御参照願います。

まず、1、提案の趣旨であります。これはいわて体験交流施設の平庭高原体験学習館及び平庭高原自然交流館について、その管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2、議決を求める内容であります。平庭高原体験学習館の指定管理者については、この施設に隣接する、くずまきワインのワイナリーなどを経営しております株式会社岩手くずまきワインに指定しようとするものであります。平庭高原自然交流館の指定管理者につきましても、この施設に隣接する平庭山荘等を管理運営する平庭観光開発株式会社に指定しようとするものであります。指定の期間は、平庭高原体験学習館、平庭高原自然交流館のいずれも、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次に、3、指定管理者候補者の選定の経過であります。外部委員4名から構成します。いわて体験交流施設指定管理者選定委員会を設置しまして、第1回選定委員会を7月29日に開催し、指定管理者の選定に係る基本方針等につきまして審議の上決定したところであります。これに基づきまして、8月3日から指定管理者の募集を行い、9月4日までの33日間、申請受け付けをしたところであり、平庭高原体験学習館、平庭高原自然交流館、それぞれの施設に1者の応募があったところであり、応募がありました申請内容につきまして、県において申請要件を具備していることを確認した上で、9月25日に第2回選定委員会を開催し御審議いただき、指定管理者候補者を選定したところであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原参事兼財政課総括課長 議案第24号の当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その2）の31ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明をさせていただきます。

まず、提案の趣旨についてであります。令和3年度において、公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額100億円の範囲内で発売しようとするにつかまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、令和3年度における発売額100億円の考え方ですが、これは令和2年度における本県の発売計画額約89億4,000万円をもとに、本年10月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された令和3年度の全国の発売計画などを考慮して設定したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○工藤大輔委員 本会議でも質疑が交わされたところではありますが、今国で20兆円規模の補正予算の検討が行われているとのことでもあります。実際県では今回の議会において、新型コロナウイルス感染症対策として提案するものもありますし、知事からも、経済雇用対策として、減収補填なのか何なのかということも検討する必要があると、具体的に一部踏み込んだ発言もあったところでもあります。それらを、年末年始の対策も含めて、具体的にどのように対応していこうとしているのかお伺いします。

○小原参事兼財政課総括課長 まず、国の三次補正予算の関係であります。国の三次補正予算というスキームの中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ですとか、防災・減災、国土強靱化の推進などを柱とする新たな経済対策という形で編成されるものと承知しているところであります。現時点におきましては、その詳細につかまして、まだ示されておりません。本県におきましては、感染の拡大により社会経済活動に影響が生じることが見込まれておりますので、国の経済対策に対応した補正予算案はいずれ必要になると考えております。補正予算を提案できるよう、検討を進めていきたいと考えておりま

す。

また、知事が話しております経済雇用対策について、一般質問でもお答えをさせていただいているところではありますが、まず家賃支援として、既存の予算を活用した支援を考えているところでもあります。具体的には、県内におきまして、飲食店でのクラスターが確認されるなど、複数の感染事例が確認されておりますことから、特に飲食業などの事業者がより厳しい状況に置かれる可能性があると考えております。そういうことで今回家賃支援に踏み切ったものであります。

また、困窮している事業者の事業継続と雇用維持に向けまして、そのほかの関係につきましましては、国に対して持続化給付金の複数回の給付ですとか、雇用調整助成金の特例措置の延長など要望してきたところでありまして、雇用調整助成金につきましましては令和3年2月までの特例措置が延長されたということでもあります。そのようなことも踏まえまして、一般質問でもお答えしましたように、既存の予算の残を使いまして、今回家賃支援を進めていきたいというものであります。

○**工藤大輔委員** これまでも、国の補正予算成立前に先んじて対応をとってきたのですが、例えば年内の対応を考えられているのかどうか、その辺は答えられませんか。

○**小原参事兼財政課総括課長** 新型コロナウイルス感染症対策につきましましては、これまでも、今回の定例会を含めまして5回ほど補正予算を提案させていただいておりますので、まずはそこをしっかりと活用していただく、しっかりと執行していくということに重点をおいて考えているところでもあります。今回の補正予算につきましても、融資枠を拡大しておりまして、まずは事業者の資金繰りをしっかりとやっていくということで考えているところでもあります。

今回ある程度そういうようなものを執行させていただくということで、有効に活用していただくということを含めまして、さらに国の経済対策等の中で新型コロナウイルス感染症対策がある程度見えてまいりましたら、県としてどんな対応ができるか検討させていただきたいと考えているところでもあります。

○**工藤大輔委員** 今議会の最終日等での提案も、年内もないという認識でよろしいですか。

○**小原参事兼財政課総括課長** 現時点におきましては、明確にお答えできるところではありませんが、いずれ必要になったときには、速やかに対応させていただきます。

○**工藤大輔委員** わかりました。年末も含めた対策が出てくれば、早期の提案、早期の執行が望ましいということは指摘しておきたいと思えます。

先般盛岡市長が、年末年始の関係も含めて、分散帰省だとかさまざま記者会見で話されたようです。今委員会の中でも、お盆のときの事例を挙げて、大型の休暇の際には早いアナウンスというものが必要ではないかということも指摘いたしました。今回本会議においても同様の質問があった際、知事は明確に答えられませんでした。ほかの都道府県では、みずからの自治体あるいは他県での行動等について何らかの発信等がなされているのですが、岩手県とすれば、直近であれば、定例記者会見のある11日あたりが想定されるのです。

が、一般質問でも答えなかったので、議会が終わってからのアナウンスになるのか。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策はアナウンスしましたが、それ以降のものについてはなかったで、今後どのような形で県民へ、年末年始も含めた行動指針をアナウンスしようとしているのかお伺いします。

○**白水総務部長** 新型コロナウイルス感染症は、全国的に非常に拡大をしているところがあります。大阪府、北海道等では独自の休業要請も出されている状況であります。全国状況を注視しているのですが、分析の一つの視点としては、ステージ1から4まででしたか、ステージに応じて病床の状況や感染状況等、客観的な指標がありますので、それを見ながら、岩手県の状況はどうだということをしっかり判断していかないといけないというのが一つあります。

その上で、年末年始を迎えるに当たりまして、どう対応していくかということについて、例えば県職員については、ウインターブレイクということで期間を設けまして、12月24日から1月10日ころだったと思いますが、ちょっと長めの期間をとりまして、できるだけ年次休暇を使って休暇の分散をするように周知しております。そういった取り組みを始めております。

いずれにいたしましても、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議等の場を活用して、これまでも知事からメッセージを公表してきておりますので、そういった手段をうまく活用しながら、適時適切なアナウンスをしてまいりたいと思っています。

○**工藤大輔委員** 具体には議会が終わってからやられるということですね。

○**千葉理事兼副部長兼総務室長** 本日夕方ではありますが、本部員会議が開催されます。部長と私がメンバーであります。資料はまだ届いていませんが、考え方としては、例えばですが、他県の例で申し上げますと、感染拡大地域、首都圏や中部圏、それから関西圏への移動を少し自粛しましょうと呼びかけているところもありますので、それを参考に本県としても何らかの形でメッセージが出されるものと承知しています。現時点でまだ私たちのところに情報はありませんが、今保健福祉部を中心に検討されているものと承知しております。

○**工藤大輔委員** きょう本部員会議があるということであれば、議会中ですので、議会で答弁等求められたならば、積極的に答弁するという姿勢が必要ではないのかと思います。今回比較的安全な答弁であったと感じています。県内も国内も非常に危機感が高い、あるいは注意をしなければいけない状況であることは、執行部の皆さん初め県民も共通の認識だと思うのです。そのような中で、議会でどのようなメッセージが発せられるのか、どういった答えが出されるのか、大切な議会だったと思うのです。本部員会議が議会が終わった後、少ししてから設定されているのであれば、時期が違ったということもわかるのですが、全くイコールのタイミングですから、発信はもう少し積極的に、前向きにやっていくべきだと思います。

今現在、詳細な資料は持ち合わせていないということなのですね。



○千葉理事兼副部長兼総務室長 はい。

○工藤大輔委員 今後は議会の重さを十分理解して対応していただきたいと思いますが、この件について所見を伺います。

○白水総務部長 今週一般質問で答弁させていただいておりました。率直なところを申し上げますと、日々事態が動いております。また、国からも矢継ぎ早にさまざまな通知も来ております。例えばG o T o トラベルを6月まで延長しますという話も来ております。そういった状況を日々注視しながら、適切なタイミングで本部員会議を行っていかないといけない状況であります。議会での説明はもちろんでありますが、事態が動いているというところを御理解いただきながら進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本日本部員会議を実施する予定でありますので、その資料については、固まり次第、できるだけ早期に委員の皆様へに配付をし、説明をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○工藤大輔委員 よろしく願いしたいと思えます。

最後に、要望になるのですが、いじめ等があると第三者委員会が設置されます。今教育委員会と私学を担当する課がそこに当たっていると思うのですが、他県を見ると、子供、子育てという観点で、全く別の課が担当しているケースがあります。理由を聞いたところ、被害を受けた子供やその御家族の方々からすれば、所管する教育委員会や課、そして学校が信用できないと。確かにそういった懸念は理解できます。となれば、県庁のどこが担当するかとなった際に、教育委員会や私学の関係からちょっと外れて、全面的に子供の視点に立って対応する課が当たるという発想があってもいいのかなと思えます。ここで結論が出る話ではないので、今後の人事上の検討材料の一つにさせていただければと思えます。これは要望させていただきます。

○岩淵誠委員長 この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯澤匡委員 政策評価レポート 2020 に基づいて、一般質問で指摘をしたところも含めて、今後の政策評価のあり方等について意見を申し上げながら質問したいと思います。

まずもって、このレポート、本来であれば決算審議と同時にやるべきものではないかと思うのですが、どういう時系列で11月に出了されたのか。決算審議だと非常にスムーズにいろいろ濃密な議論ができると思うのですが、どうでしょうか。

○北島評価課長 政策評価のスケジュールと議会の議論との関係についてであります。まず決算議会におきましては、それぞれの政策分野や政策項目の指標を設定して、その指標の達成状況を取りまとめて報告しております。それを踏まえまして、課題の分析、それから今後の方向を取りまとめた結果を、今回政策評価レポート 2020 として議員の皆様へに御報告したものであります。

○**飯澤匡委員** ではこのレポートについてお伺いします。前回のいわて県民計画（2009～2018）においても政策評価をやってきたのですが、今回新たにいわて幸福関連指標というのが出てきて、項目数も非常にふえています。新しいいわて県民計画（2019～2028）に従って関連指標ができたと思うのですが、今までの政策とかぶっている部分もあるので、どのような根拠で項目を設定されたのか、簡潔に示してください。

○**北島評価課長** いわて幸福関連指標の設定根拠についてであります。県はもとより市町村、団体、企業など、あらゆる主体が一丸となって取り組むことを前提とした指標であり、「岩手の幸福に関する指標」研究会報告書、あるいは岩手県総合計画審議会、そして岩手県議会の御意見も踏まえまして、県民にとってわかりやすい指標であること、全国との比較が可能で岩手の強みや弱みを的確に把握できること、毎年度把握できる指標であること、そして10の政策分野に含まれる50の政策項目との対応関係などを考慮して設定したものです。

○**飯澤匡委員** 今度は評価について伺います。政策項目が属する政策分野の評価の結果と、評価結果があります。評価結果というのは遅れとか、前段に申し上げた政策項目が属する政策分野の評価の結果はBとか。Bであるが順調というのものもあるし、Cであっても順調もあるし、Cであっても遅れというものもありますが、これはどういう角度で見て、どう判断すればいいのか。どのような基準でこのような評価をしたのか教えてください。

○**北島評価課長** まず、例えば家族・子育て分野の全体の評価につきましては、B評価としております。これは、委員お手持ちの資料の66ページをごらん願いたいと思いますが、いわて幸福関連指標の達成状況、それから県民の実感を踏まえて総合評価いたしました。こちらは、分野全体としてはBという評価をしております。

次に、家族・子育て分野は、五つの政策項目から成り立ってしまして、政策項目6、安心して子どもを生み育てられる環境をつくりますの評価につきましては、70ページ以降に評価しております。70ページの冒頭に、この政策項目の評価として、やや遅れとしておりますのは、これに関連するいわて幸福関連指標が、72ページにありますとおり、合計特殊出生率、それから待機児童数となっています。こちらの指標の達成度がDでありました。一方で、岩手県が主体的になって取り組む具体的推進方策の評価については、72ページ、73ページにありますとおり、具体的推進方策が6項目ありますが、そのうち順調が三つ、おおむね順調が三つになっていることから、おおむね順調と判断しています。こういったことを踏まえまして総合評価いたしましたところ、政策項目6についての評価はやや遅れということになっています。

政策分野と政策項目との相関関係ということですが、分野全体がBで、政策項目6の評価はやや遅れということで、政策項目6の取り組み状況の評価が低いということですから、ここに注力して政策を打っていくという考えでおります。

○**飯澤匡委員** 今の説明で県民はわかりますか。政策評価というのは、政策評価をした上で、その課題解決に当たってどうあるべきかということを考えるので、評価基準としてA

やBというのは必要なのではと思うのですが、このようなややこしいやり方をこれからもずっと続けることは、あまり生産的ではないと思うのです。これにかかる労力も大変なものがあると思うのです。一般質問でも指摘をしたように、社会が大きく変革をしていく上で、金科玉条のごとくいわて県民計画（2019～2028）の流れに従ってやっていくというのは、いささか違和感があるし、答弁においても、アクションプランについては見直して、ブラッシュアップしていくという考え方ですが、私は経済の中で生きていて物すごく社会の変革を感じているので、果たしてそれに対応した動きができるのか非常に心配です。さらにこれから、あなた方がやっている政策推進と政策評価項目が一致しているかという点について、指摘をさせていただきたいと思います。

私は、人材育成のことについて、もっと注力してやるべきだというお話をしました。答弁では、教育分野に地域に貢献する人材の育成を掲げ、ふるさとを愛し社会に貢献する意識を醸成する教育の推進、これが1点目。企業のイノベーション創出や新たな情報通信技術の利活用につながる産学官連携の促進、これが2点目。などに取り組むほかとなっています。1、2の点で、どういう政策評価をしているかというのを見てみたら、ふるさとを愛し社会に貢献する意識を醸成する教育の推進となっていて、具体的推進方策は、いわてアグリフロンティアスクール、いわて林業アカデミー、いわて水産アカデミーの卒業生、修了者となっているのです。いやいや、地域に貢献する人材の育成のチェック項目がこれだけのいいのかと。ほかの産業についてもどういう人材育成をするのか調べてみました。そうしたら、農林水産業の次代を担う意欲ある地域就農者の確保・育成となっていて、そのベンチマークはいわてアグリフロンティアスクールの修了者数。これが果たして人材育成のベンチマークになるのかということです。このようなやり方をこれからもずっと続けて、真の人材育成につながるとは、誰が見ても思わないと思います。

政策形成のプロセスが政策評価に反映されていないというのは大きな問題だと思うのですが、どのような評価項目の打ち出し方をしたのか教えてください。数だけで追っていったら、その政策過程の中身がすっぽり抜けているのですが、いかがですか、そう思いませんか。

○北島評価課長 人材育成の観点からの指標の設定の仕方等についての御質問だと理解しておりますが、県の取り組みがうまくいったかどうかというのは、一定の物差しを当てて、測定して、評価する必要があります。指標の設定には限界がありまして、飯澤委員がおっしゃるとおり、農林水産業の人材育成が、アグリフロンティアスクールの修了者数だけでいいのかという話はあるかもしれませんが、まず指標の達成状況を踏まえて、それから社会的、経済的な情勢も踏まえて評価を行って政策を立案するというような形で、政策評価あるいは政策推進というものを行っているところであります。

○飯澤匡委員 今の答弁では全然だめだ。部長が教えてください。

○八重樫政策企画部長 飯澤委員から御指摘をいただいたように、いわて幸福関連指標の成果と具体的推進方策指標に乖離があるものはもちろんあります。具体的推進方策指標は、

県が主体的に取り組む方策の指標でありますので、そこをはかると。加えて、いわて幸福関連指標の達成状況を見る際には、社会的経済情勢や県民の実感等の要素を加えて、各具体的推進方策の評価を踏まえながら、総合的な評価を行っているところであります。

今年度から県民の実感というところについて、5,000人の県民意識調査をしております。加えて県民600人によるパネル調査を実施いたしまして、幸福だと感じる県民意識、あるいはなぜそう感じるのかといった変動要因を分析しながら、その原因、課題を分析し、大事なはその評価が政策の改善や予算編成につながっていくことでもありますので、今年度は特に幸福関連指標の進捗が芳しくないC、D評価のものについて、なぜそういった課題、要因があるのか、あるいはそれを解決するためにどうすればいいかというようなことを予算編成前に検討しているところであります。今回の政策評価レポート2020においても、各分野で、例えば新型コロナウイルス感染症対策の影響を踏まえて、どういった課題があるかや、今後の方向性をどうするかといったようなところまで踏み込んだ評価を行っているところであります。

○飯澤匡委員 政策評価項目については、きのうも議論がありましたが、何かのイベントに何人入ったとか、こういうのはほとんど無意味だと思います。何回も洗い出せと言っているのですが、傾向が毎年同じです。政策評価をそのような単純な切り口で行っていること自体が、次の改善策につながらないと思うのです。

もう一回言いますが、世の中は大分変わってきていますので、アクションプランだけで耐え得ることができなくなるだろうという予測のもとに今回質問をさせていただきました。とにかく世の中に即応した動きを行政も示していかないと、先ほど指摘をしましたように、どういう評価で総合的にやったのか、今の説明ではよくわかりません。あなた方は、自分たちで点数化して、総合的にBとか、おおむね順調とかやるのですが、果たしてそういう評価が次にどうやって生かされるのか。そこが一番大事なのです。例えば民間会社でこういうレポートをつくって、会社の利益にどれだけ反映するのだと、手っ取り早く言うところのことです。ビジネスの社会においても、これからアプローチが非常に難しくなっていく中で、どのように行政施策を講じていくかということは本当に重要課題であります。この間の私の質問に対しても、あなた方の言い方は、今の長期計画は目指すところは一緒だから、対応するようにやると言っているが、肝心の政策のチェックがそういう単純な切り口で行っていること自体が、私は労力の無駄だと断じざるを得ません。

これをやっている時間があつたら、もっと外に行ったり、大事な項目だけばっと上げて、そこに対する改善アプローチをどうするかということを、庁内で議論するものをきちんと並べて、そこに注力していく。財政も、これから義務的経費は上がる一方ですし、コロナ禍によって国からの財政支援も、恐らく来年、再来年と相当厳しいものになると思います。お題目のように選択と集中と言いますが、決まったものに拘泥すると、特に産業施策や人をつくる施策はますますおくれれていきますよ。もっと集中して、岩手県の行政体が今県民に対して何をすべきかということを、きょうは政策評価を切り口にしてやりましたが、皆

さん方の資源を集中させて、政策を実のあるものにしていくためには、よほどの転換をしていかなければだめだというふうに思います。ぱらぱらっと私の質問した項目だけ見ても、非常にわかりづらい。これから行政施策として何を力点にしていくのかというのがなかなか見えてこない。あなた方の中では整理されているのかもしれませんが、肝心の市町村等が、県の施策と呼応してどのようにやるのか、このレポートを見て、岩手県はこういう評価だからと一々説明もしないだろうが、共感を得て進むということが大事ではないですか。その点をもう少し考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**八重樫政策企画部長** 政策評価は、県のPDCAサイクルの中で、県の予算編成や政策決定につなげていくものでありまして、その基盤となるものであります。財源であったり、ほかの都道府県との比較、あるいは今飯澤委員から御指摘のありました市町村との連携なども含めて、事業の評価であったり、事業決定というものを予算編成過程において行っているところでありますが、政策評価において事業の課題を明らかにして、予算編成に向けて、どういった方策をとり得るか等の検討を行いながら、飯澤委員から御指摘があった新たな課題への対応など、必要な見直しを行うなどしながら、適切にマネジメントサイクルが機能するよう努めていきたいと考えています。

○**飯澤匡委員** 人口減少問題や企業の働き方改革を含め、経済環境は物すごい勢いで変わっています。また、人材不足や、それに対応した海外からの労働者をどうやってあてがうかというのは、すごく複雑で、対応するだけで大変な世の中になっています。ところが、いわて県民計画（2019～2028）自体が幸福のあり方だとか、あまりにも抽象的で我々の政策とはなかなか合致しないというヒアリング結果も複数出ています。

したがって、私たちが県に求めていることをしっかり、政策評価は必要ですが、もう少しわかりやすく、そしてまた労力をあまりかけないような形でやるような工夫をぜひやっていただきたいと思います。予算の議会になったときに、どのようなアプローチをするのか見させていただきますので、今回はこういう形にとどめておきますが、ぜひやっていかないと、自分の内部管理型だけでは、到底市町村の理解も、一般の方々の理解もなかなか得られないと思いますので、善処していただきたいと思います。

○**岩淵誠委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部職員の入替えのため、しばらくお待ち願います。

次に、所管事務の調査を行います。（仮称）3月11日に関する条例について調査を行います。

本条例の制定に向けましては、年内にパブリックコメントを行うこととしておりました。ついては、本日の委員会において、パブリックコメントにかける条例案を決定いただきたいと考えております。また、今後のスケジュールについてもあわせて御協議いただきたいと思います。

それでは、御協議いただきたいと思いますが、当委員会に所属しない会派等の議員の方々に対し、去る12月1日に、当職及び佐々木宣和副委員長において、条例案に係る説明をし、御意見を伺ったところであります。

このうち、日本共産党、斉藤信議員から、名称について、第2案の3. 11東日本大震災津波を語り継ぐ日は、県民にとってわかりやすく条例の趣旨が伝わる名称であり、第2案にすべき、第1案の大切な人を想いでは、犠牲者、被災者のイメージが強く出るのではないかとの御意見を、条文について、前文はいいが、前文と条例への明記は性格が違うことから、第1条に目的、趣旨を簡潔に明記したほうがよいとの御意見をいただいておりますので、報告いたします。

それでは、資料1をごらんください。

3月11日に関する条例の素案については、11月30日の当委員会において、3月11日に関する日の名称及び名称に関連する部分以外の条文については、原案のとおりとされたところです。

本日は、名称について御協議いただき、また、条文についても、改めて御確認いただきたいと考えております。

なお、条例の各項目において、名称を案の1とした場合、案の2とした場合に分けて記載しており、名称によって変わる箇所には下線を引いて示しております。

説明は以上であります。

それでは、まず、条例の条文について、先ほど報告しましたとおり、第1条に趣旨規定を設けるべきとの御意見をいただいておりますが、11月30日の当委員会において、前文に趣旨を含めて記載することから、趣旨規定は置かないこととされたところであります。

また、条文については、名称に関連する第3条以外、特段の御意見はなかったところでありますが、改めて、名称に関連する部分以外の条文について、皆様から御意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 なしという御意見のお声がありましたが、従前の確認のとおり、原案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは、名称に関連する部分以外の条文については、資料1に記載のとおりとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは、さよう決定をいたしました。

次に、名称について、二つの案を軸に検討することとしておりましたが、皆様から御意見を伺いたいと思います。

○佐々木順一委員 結論から言いますと、第1案ということにしたいと思います。

理由は前も申し上げましたが、請願者が請願で求めている内容につきましては、一つは、

平易な表現を求めていると、こう理解をしているところであります。委員長、副委員長の報告によれば、名称につきましてはこだわるものではないという請願者の御意見がありましたが、それはそれとして受け入れさせていただきますが、やはり、こだわらないが、無視していいということではないと思っております。請願を採択して、それを踏まえて今、審議をしているのでありますから、少なくとも請願の趣旨を尊重して、請願の趣旨にできるだけ沿うような結論を出すことが本委員会の使命ではないかなと思っておりますので、名称につきましては、第1案を採用したいと思っております。

なお、3.11という月日を冠にする案であります。通常は、3.11を3月11日にするという理解になります。これは違和感があります。一般的に、例えば8月15日は終戦記念日として受けとめているのであります。通称なのです。内容的には、さきの大戦で亡くなられた、犠牲になられた方々を追悼するとともに、多分平和を希求するとか、そういう名称が正しい名称であります。国民の休日は16日もあるようでありますが、政府の内閣の了解事項で終戦記念日、あるいは9月1日の防災の日という通称でなじんでいるのであります。正式には、何とか何とか何とかと長いのであります。そういったことや請願の趣旨も加味すると、やはり案の1でいいのではないかとと思っておりますので、申し上げます。

○岩崎友一委員 前回、私としまして、できるだけやわらかい表現が被災者の心にすっと入っていくのではないかと等々、そういった理由で案の1がいいのではないかと話をしました。

その後、会派でもいろいろな意見を聞きながら、どうすべきか考えてまいりました。いろいろな考え方があるかと思うのですが、県民に対するわかりやすさ等も含めて、案の2の、東日本大震災津波を語り継ぐ日のほうがわかりやすいのではないかと意見もありました。

また、条例の内容に関しましては既に決定したところでありますが、この内容において、請願者の意というものは、もう十分含まれているという点から、タイトルは県民にわかりやすい表現にして、その内容を見たときに、しっかりと、過去、現在、未来も含めて、亡くなった犠牲者の方々にも寄り添いながら、そしてまた、未来に向けての思いも含まれているということで、案の2でいいのではないかとということになりました。

○工藤大輔委員 会派でさまざまな意見がありましたが、条例名については、誰もが、また時代が変わっても、わかりやすい名前が望ましいのではないかとということでありました。被災者の中にもいろいろな方がおります。以前から話が出ているように、御家族を失った方、もうそこから前を見て力強く歩まれている方、まだそうでない方、さまざまな方々を思った上での名称が望ましいのではないかと意見もありました。

請願の趣旨に賛同して、この条例を策定する作業に入っているのであります。請願者の意図については、前文にかなり広く用いていると思っております。

請願の前文と名称を一体というよりも、その強い思いは前文のほうにしっかりと盛り込

んでいますので、名称については先ほど申し上げましたとおり、誰にでも、いつの時代であってもしっかりとわかりやすい名称にする。そして今後、県が主体的に追悼であったり、未来につながる活動等、さまざまな事業を市町村や関係団体と一緒にあってしっかりと取り組んでいくことを、議会としてもしっかりと見ていくべきではないかという意見になりました。

よって、案の2、そして3.11はイコールですので取って、東日本大震災津波を語り継ぐ日としてはいかがかと思えます。

○飯澤匡委員 私たちも案の2ということで考えております。時がたつと、趣旨もいろいろ変わっていくと。関東大震災の日も防災の日となっているのですが、恐らく趣旨みたいなのも時間とともに変わって、大分経年してからそういうことになったと思うのです。東日本大震災津波は非常に甚大な災害でありましたので、これをしっかりと語り継ぐ日というほうが、メディアの方々も言葉で発するとき、すんとぼしと、この日はこういう日でこうだったのだなというようなことが関連づけられて、いろいろなことも紹介されるのかなと思っております。

また、3.11をつけるか否かについては、条例の第1条で、3.11東日本大震災津波を語り継ぐ日は、3月11日とするということになってしまうと、ちょっとくどいような感じもしますので、ここは柔軟に取ってもいいのではないかという意見も出ました。これは御協議の中で決めてもらってよろしいと思えます。いずれ案の2ということでお願いします。

○岩淵誠委員長 ただいま御発言をいただいたところでありますが、案の1、案の2、それぞれ考え方が分かれたところであります。それを踏まえて、さらに皆さんから御意見があれば伺いたいと思えます。

○岩崎友一委員 先ほどちょっと言い忘れましたが、案の2は案の2でよろしいのですが、3.11を入れるかどうかに関しては、これは外してもよろしいのではないかと思います。

〔「休憩しますか」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 では再開いたします。

○岩崎友一委員 案の2、3.11東日本大震災津波を語り継ぐ日で、3.11は、条文の内容を考えますと、かぶってしまう部分等もあるので、これを外して、東日本大震災津波を語り継ぐ日でよろしいのではないかと思います。

最終的な取り扱いにつきましては、委員長に一任ということでもよろしく申し上げます。

○岩淵誠委員長 それでは今御一任という声が出ておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 それでは、これまで委員の皆様には、真摯に御検討、御協議をいただき



ましたことに、まずもって深く感謝を申し上げたいと思いますし、参考人としていらしていただきました釜石市長を初め、さまざまな御意見を賜ったことにも深く感謝を申し上げたいと思います。同時に私の未熟な進行でありまして、なかなかまとまらないところもありましたことはおわびを申し上げたいと思います。

その上で、今二つの案について、それぞれ各委員からお話を賜ったところではありますが、これまでの協議を踏まえ、委員長といたしましては、案の2、3.11東日本大震災を津波を語り継ぐ日という意見が大勢であると判断をいたします。一方で、条文の構成上、この条例名から3.11を削除するのが適当ではないかとの、皆様の意見があることも認識しております。

したがって、当職といたしましては、委員会として、東日本大震災津波を語り継ぐ日という名称でパブリックコメントにかけたいと思います。御了承いただけますか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** それでは、名称につきましては、東日本大震災津波を語り継ぐ日としたいと思います。

次に、条例の条文のうち、名称に関連する部分について、ただいま名称は東日本大震災津波を語り継ぐ日と決定されましたので、資料1の前文及び第1条から第3条までの下線部について、この名称に従って規定することとしたいと思います。

また、第3条の下線部につきましては、決定された名称が思想信条の自由に抵触しないことから、案の2の場合と同様に、取り組みの具体例を規定しないこととしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 次に、今後のスケジュールについて御協議いただきたいと思います。資料2をごらんください。

条例に係るスケジュールについては、11月16日の当委員会において、パブリックコメントを実施することとし、おおむねのスケジュールを決定いただいたところです。

今後のスケジュールですが、まず、本日取りまとめた条例の素案について、12月8日の議会運営委員会に報告を行います。なお、報告は、議会運営委員会委員である武田哲委員にお願いしたいと考えております。

次に、12月9日から12月31日まで、パブリックコメントを実施したいと考えております。その後、令和3年1月の総務委員会において、パブリックコメントの意見を踏まえた条例案の内容検討、取りまとめを行い、最終的な条例案を議会運営委員会に報告の上、2月定例会招集日に、総務委員会発議の発議案として本会議に提出し、同日に議決いただきたいと考えております。

なお、パブリックコメントを行う際は、資料3の条例素案の概要等、資料4の条例素案の要約版について、先ほど決定いただいた名称等を入れ込んでお示ししたいと考えております。資料3及び資料4については、過去に政策的議員提案条例に関してパブリックコメ

ントを行った際の公表資料に倣って作成した資料であります。

また、パブリックコメント実施期間中に、市町村に対しても文書により意見照会を行うこととしたいと考えております。

説明は以上であります。

では、今後のスケジュールについて、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、今後のスケジュールにつきましては、当職から説明したとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 そのほか、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回、1月に予定をしております閉会中の委員会についてであります。〔仮称〕東日本大震災津波を語り継ぐ日条例について、所管事務の調査を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので御了承願います。

それでは、執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内調査についてであります。お手元に配付しております、令和2年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。